

環 境



レジ袋削減キャンペーン

環 境

1 環 境 政 策

新居浜市環境基本条例第10条に基づき、平成19年度の環境施策の実施状況や環境の状況を取りまとめた年次報告『にいほまの環境報告書(平成20年版)』を作成し公表した。

また、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001から新居浜市独自のシステムNi-EMS(通称ニームス)へ移行し、一事業所である市役所の事務事業における環境負荷低減と環境関連計画の進行管理に努めている。

平成19年7月、市・市民・事業者が協働して環境活動を推進する組織として『にいほま環境市民会議』を設立し、市の委託事業として、植樹、環境家計簿普及、自転車マイレージ、環境活動PR用ディスプレイ設置、マイバッグフォーラムなどを実施した。

2 環 境 衛 生

(1) 予防業務

ア 狂犬病予防

狂犬病予防法により、毎年1回、市内約40カ所を巡回して犬の登録と予防注射を実施している。ただし、平成7年度から狂犬病予防法の改正により、犬の登録は生涯1回となった。(登録手数料3,000円、注射料2,850円)

また、野犬対策については、自治会等の協力により、捕獲箱を設置して掃討に努めている。

予防状況 (単位：頭)

区分	年度	16	17	18	19	20
予 防 接 種 数		4,444	4,288	4,224	4,385	4,451
処分(引き取り、その他)		393	411	323	283	247

イ こん虫駆除

衛生害虫(蚊・ハエ)の発生源は、公共発生源と家庭内発生源に分けられるが公共発生源について

は、4月から10月を中心に業務委託により駆除活動を行ったり、自治会が地域で散布を行う場合、必要希望自治会に窓口で薬剤を無料配布し駆除を行っている。

家庭内発生源については、必要希望世帯に窓口で薬剤を無料配布し駆除を行っている。

(2) 公営葬儀

華美になりがちな葬祭の状況を見直して、市民が簡素、低廉にしかも厳粛に営むことができる葬儀を行うことにより、市民の生活改善に寄与することを目的に昭和54年10月から公営葬儀を実施している。

この公営葬儀は、祭壇の飾付、仏神具及び葬祭用品の供与並びに霊柩自動車の運行を行うもので、運営については業者に委託している。

ア 葬祭具・霊柩自動車使用料

次の各表により算定した額に100分の105を乗じて得た額。(10円未満は切り捨て)

葬 祭 具 (単位：円)

使用料区分 区 分	使 用 料	
	大 人	小 人
祭 壇 一 式 (仏式または神式)	45,000	45,000
仏、神具一式 (棺箱、骨箱、その他)	19,000	16,500

霊柩自動車 (15.4.1改定・単位：円)

車種別使用料 距離区分	普通車 (ライトバン)	特別車 (宮型)
	10キロメートル以下	12,970
10キロメートルを超え 20キロメートル以下	15,400	23,530
20キロメートルを超え 30キロメートル以下	18,860	29,290
30キロメートルを超え 40キロメートル以下	22,300	35,040
40キロメートルを超え 50キロメートル以下	25,760	40,800
50キロメートルを超え 150キロメートル以下 (20キロメートルまで を増すごとの加算額)	5,530	9,220

イ 使用状況

年度	16	17	18	19	20
申請件数	113	101	88	95	104

(3) 火葬場

ア 施設の概要

区 分	新居浜市斎場	大島火葬場	別子山火葬場
所在地	磯浦町19番1号 ☎34-8163	大島甲1254番地	別子山乙540番地の1
敷地面積	1万4,190.58㎡	243.71㎡	516.45㎡
構造	鉄筋コンクリート造2階建	木造平家建	鉄骨造平家建銅板瓦棒葺
建物面積	1,787.64㎡	28.66㎡	65.13㎡
開設年月	昭和59年4月	昭和30年1月	平成4年3月
火葬炉数(基)	火葬炉(8)、汚物炉(1)	火葬炉(1)	火葬炉(1)
室構成	待合ホール、待合室(4) 式場、収骨室(2) 霊安室等	—	—
事業費	建設費 8億917万円 用地費 1億916万2,000円	—	—

使用料

(9.4.1改定・単位：円)

火葬場名称	施設名称	種 別	単 位	使用料 (円)		摘 要
				市内居住者	市外居住者	
新居浜市 斎 場	火 葬 室	12歳以上	1 体	無 料	15,000	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者が本市の住民である場合又は死亡者が本市の住民であった場合は、市内居住者扱いとする。 ・手術肢体、産汚物は、10キログラムを超えるときは、1キログラム増すごとに210円を加算する。
		12歳未満	1 体	無 料	9,000	
		死産児	1 胎	無 料	3,000	
	汚物炉室	手術肢体	10キログラム以内	2,100	6,300	
		産汚物	10キログラム以内	2,100	6,300	
	霊安室	遺体保管	1回(2日以内)	1,050	3,150	
	式 場	葬 儀	1回(3時間以内)	5,250	15,750	
待 合 室			無 料	無 料		
大島火葬場	火 葬 室	12歳以上	1 体	無 料	1,000	
		12歳未満	1 体	無 料	1,000	
		死産児	1 胎	無 料	500	
別子山 火 葬 場	火 葬 室	12歳以上	1 体	無 料	15,000	
		12歳未満	1 体	無 料	9,000	
		死産児	1 胎	無 料	3,000	

イ 使用状況

区分		年度				
		16	17	18	19	20
斎場	火葬室	1,405	1,325	1,304	1,470	1,393
	汚物炉室	24	45	30	31	36
	霊安室	13	8	11	14	12
	式場	27	23	14	21	11
大島	火葬場	1	2	—	1	2
別子山	火葬場	1	—	—	—	—
計	火葬場	1,407	1,327	1,304	1,471	1,395
	汚物炉室	24	45	30	31	36
	霊安室	13	8	11	14	12
	式場	27	23	14	21	11

(4) 墓地・墓園

ア 共葬墓地

所在地・面積

墓地名	設置場所	面積 (㎡)
第1 真光寺墓地	中村484番地の1	24,486.00
第2 真光寺墓地	中村483番地の4	3,299.00
土ヶ谷墓地	磯浦町15番	15,154.25
黒岩墓地	王子町5番	2,930.21

使用料

墓地の種類	区画	使用料(円) (永代使用料)
第1号地	1区画 1.4㎡	520
第2号地	1区画 3.3㎡	1,260

イ 平尾墓園

平尾墓園は市の中心部から東へ5 km、市街地を見下ろす山腹の景勝地に建設したもので、緑地自然林を背景に公園化した墓園である。

墓園の造成は、昭和51年度から工事に着手し、昭和56年度までに第1平尾墓園として1,530区画を設置、昭和59年度、60年度に第2平尾墓園として501区画を建設した。また、平成2年度に第3平尾墓園として第1工区511区画、第2工区517区画、第3工区301区画、第4工区409区画の1,738区画を計画・着工、そのうち第1工区511区画、第2工区517区画、第3工区301区画が完成、供用を開始した。

また、第4工区は平成14年度に416区画が完成し、供用を開始した。

区分	第1平尾墓園	第2平尾墓園	第3平尾墓園
所在地	観音原町甲894番地の1	観音原町乙106番地の2	郷乙154番地の3
敷地面積 (㎡)	9,950	5,061	15,098
墓域面積 (㎡)	6,415	5,061	7,305
1区画面積 (㎡)	3.3	3.3	3.3
墓所区画数 (区画)	1,530	501	1,745
主な施設	管理事務所・休憩所 (東屋・パーゴラ) トイレ・駐車場・給水施設・照明灯		
総事業費 (千円)	252,179	86,459	507,491
永代使用料 (円)	1区画 32万6,030		
管理料 (円)	1区画 4万2,000 (20年分)		

(5) 環境保全

新居浜市は、元禄4年の別子銅山の開坑に始まり、住友各社を中心として東予新産業都市の中核の位置を占めるに至った。

産業の発展は、公害の発生、自然の破壊等の社会的な問題を招く結果となった。近年は法体系の整備と企業努力等により、産業活動による環境汚染は改善されている反面、生活様式の多様化・高度化によって環境問題の内容も多岐にわたっている。

ア 公害対策の概要

(ア) 大気汚染監視測定体制

大気汚染の監視は、昭和42年12月に二酸化硫黄、浮遊粉じんの測定機を設置して以来整備を図ってきた。これらの測定結果は現在、県が設置したテレメーターシステムにより常時監視されており、ホームページで公開されている。

測定局名	高津	泉川	多喜浜	金子	中村	工業高
測定項目						
二酸化硫黄	○		○	●	●	●
浮遊粒子状物質	○		○	●	●	●
窒素酸化物	○	○		●	●	
オキシダント	○	○		●	●	
炭化水素	○	○		●	●	
風向・風速	○	○	○	●	●	●

○：新居浜市測定 ●：愛媛県測定

(イ) 水質汚濁対策

市内河川13地点について定期的に水質調査を実施している。また公害防止協定締結事業場の工場排水13地点について水質調査を実施している。

さらに有機塩素系物質による地下水汚染の実態把握にも努めている。

(ウ) 悪臭対策

悪臭の対策については、苦情発生に伴って、事業場への立入調査等を実施し、規制指導を行っている。

(エ) 騒音対策

騒音の対策については、騒音規制法、愛媛県公害防止条例による各種届出書類の受理、規制指導を行っている。また、環境騒音(一般地域及び道路に面する地域)の測定を実施している。

(オ) 振動対策

振動の対策については、昭和55年度から振動

規制法による各種届出書類の受理、規制指導を行っている。

イ 年次別公害苦情処理件数 (単位：件)

種類 年度	大気	水質	騒音	振動	悪臭	土壌地盤	その他	計
16	69	5	19	1	19	0	3	116
17	94	5	22	1	6	1	0	129
18	93	2	23	0	6	1	0	125
19	98	6	12	1	10	0	0	127
20	70	4	14	1	9	0	0	98

ウ 公害防止協定

地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、新居浜市と企業との間に公害防止協定を締結しており、現在までに協定を締結した企業は次のとおりである。

協定締結年月日	協定締結企業(組合)名
昭和45年12月28日	住友金属鉱山株式会社東予製錬所
昭和47年 2月29日	住友化学株式会社
昭和47年 2月29日	日本エイアンドエル株式会社
昭和47年 2月29日	住友共同電力株式会社
昭和47年 2月29日	住友金属鉱山株式会社
昭和51年11月20日	新居浜工業団地協同組合
昭和52年 2月 8日	協同組合新居浜重機械工業団地
平成7年 5月30日	住友重機械工業株式会社

3 生活環境

(1) し尿処理

ア 収集方法

一般家庭のし尿収集は、市域を区分して、許可業者3業者と委託業者4業者により収集をしている。

平成20年度委託料 4,878万6,476円

イ 収集状況 (平成20年度)

区分	委託業者		許可業者		計
	し尿	し尿	し尿	浄化汚泥	
収集量(kl)	3,034	20,758	13,656		37,448
車両(台)	2,052	11,706	4,746		18,504

ウ 処理手数料

し尿処理手数料については、次の表により算定した額を手数料として徴収している。

(18.4.1 改定)

区分	適用範囲	料金 (円)
し尿処理	従量制 し尿の収集、運搬及び処分	18リットルにつき 189
		18リットルに満たない端数につき 94

エ 浄化槽設置整備事業

生活雑排水が河川の水質汚染の原因の中でも大きなウエイトを占めていることが指摘されている。そこで、し尿と生活雑排水をまとめて各家庭で処理できる浄化槽の設置整備事業を昭和63年度から行っている。

平成20年度補助設置基数 53基

総事業費 1,814万円

平成20年度までの補助事業設置累計は1,619基となっている。

(2) ごみ処理

ア 収集方法

一般家庭から排出されるごみは、平成18年4月から9種分別（燃やすごみ、プラスチックごみ、資源ごみ、雑ごみ、有害ごみ、古紙類、ペットボトル、小型破碎ごみ、大型ごみ）により収集するように変更した。収集業務はすべて業者に委託している。

なお、大型ごみについては、平成12年度でステーション方式を廃止し、平成13年度から戸別収集方式を導入した。

一方、袋収集については、平成10年4月から透明又は白色半透明のポリ袋（45ℓ以下）で収集するように変更した。

イ ごみ量

(単位：t)

区分 年度	収 集 量 (パトロール車の収集は含まない)										直 接 搬 入 量
	燃やすごみ	プラスチックごみ	資源ごみ	古紙類	ペットボトル	小型破碎ごみ	雑ごみ	破碎大型ごみ	埋立大型ごみ	合計	
16	26,652	2,434	1,750	—	—	—	2,370	487	134	33,827	41,762
17	26,096	2,466	1,656	—	—	—	2,279	567	157	33,221	34,795
18	23,370	2,356	1,527	3,328	227	155	756	602	156	32,477	25,962
19	22,497	2,280	1,462	3,463	248	144	695	611	132	31,532	26,151
20	22,330	2,232	1,388	2,444	242	140	804	611	0	30,191	19,912

注1：雑ごみには有害ごみを含む。

注2：合計量は、各項目を端数処理したものの単純合計。

ウ 収集委託の状況

(平成21年度)

	市 内 (大島・別子山地区を除く)		大 島 地 区		別 子 山 地 区	
燃 や す ご み	6 業者	機械車 (2t 積) 11台	1 業者	小型ダンプ車 (0.75t 積) 1台	1 業者	ダンプ車 (2t積) 1台
プ ラ ス チ ッ ク ご み	3 業者	機械車 (2t 積) 3台				
資 源 ご み	5 業者	ダンプ車 (2t 積) 4台				
古 紙 類		機械車 (2t 積) 1台				
雑 ご み	1 業者	ダンプ車 (2t 積) 1台				
有 害 ご み						
ペ ッ ト ボ ト ル	1 業者	機械車 (2t 積) 1台				
大 型 ご み	2 業者	ダンプ車 (2t 積) 2台 軽四ダンプ車 2台				

注：平成20年度委託料 2億7,694万7,837円

エ 処理手数料

市の収集計画によって収集される一般家庭のごみについては、収集・運搬の手数料は無料としている。動物の死体、多量のごみ及び産業廃棄物の処理手数料については、次の表により算定した額を手数料として徴収している。

(19.9.28改定・単位：円)

区 分	適用範囲	料 金	
一般廃棄物 処理手数料	動物の 死体処理	犬、ねこ等 1体につき	210
	多量 のごみ処理	事業活動に 伴って排出 される事業 所及び商店 のごみ 1車につき 100キログ ラムまでご と	800
産 業 廃 棄 物 処 理 手 数 料	市長が種類 その他処分 に関する事 項を定めて 告示したも の		

ただし、家電リサイクル法が平成13年4月1日から本格施行されたことにより、以下の品目については、平成21年3月まで次のとおり、大型ごみ等収集手数料を徴収した。

(単位：円)

品 目	戸別収集手数料	自己搬入手数料
エ ア コ ン	2,500	1,500
洗 濯 機	2,500	1,500
テ レ ビ (ブラウン管式のもの)	2,500	1,500
冷蔵庫及び冷凍庫	3,500	1,500

オ 分別収集

昭和30年から家庭ごみの収集を開始したが、当時は可燃物と不燃物の2分別であった。ごみ質の変化等に伴い昭和53年から不燃物について破碎と埋立の2分別とし、また昭和59年には「乾電池」を有害ごみとして分別収集を開始した。

平成2年10月からは耐久消費財の増加により、大型ごみの2分別収集(破碎・埋立)を開始し、これにより6種分別となり種別ごとに曜日を決めた収集体制とした。

平成6年4月からごみの減量化・資源化を図るため「新6種分別」(燃やすごみ、資源ごみ(びん・缶)、プラスチックごみ、雑ごみ、有害ごみ、大型ごみ)へ移行し、12月から完全実施とした。

新6種分別を推進し、分別の徹底と適正な処理のために平成10年4月から、ごみ袋の透明・白色

半透明化を導入し、7月から全市一斉に実施した。

平成18年4月からリサイクルを進め、埋立ごみを減らすため、古紙類、ペットボトル、小型破碎ごみの3つの新しい区別を加えたり9種分別を実施している。

なお、大型ごみについては、従来のステーション方式を廃止し、平成13年度から戸別収集方式に変更するとともに、再使用・再利用の促進に努めている。

カ 資源ごみ集団回収の推進

平成2年10月から、ごみの資源化・減量化の推進を目的として資源ごみ回収活動を行っている民間団体に回収量に応じた奨励金を交付して、その活動を奨励する「資源ごみ集団回収推進事業」を実施している。

平成20年度	187団体
資源回収量	2,465,201kg
奨励金額	10,602,657円

キ 生ごみ処理容器の普及促進

ごみの総排出量の多くを占める生ごみの減量化を図る目的で、平成3年度よりコンポスト、平成7年度より水切り容器、平成12年度より電気式生ごみ処理機を設置する者に対して補助金を交付している。コンポストについては、年度内1世帯につき1基まで、水切り容器については年度内1世帯につき2基までをそれぞれ3,000円を限度に半額を補助、電気式生ごみ処理機については、5年度内1基までを20,000円を限度に半額を補助することにより普及を図っている。

平成20年度	コンポスト	100基
	水切り容器	33基
	電気式生ごみ処理機	85基
補助金額合計		2,025,000円

ク 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

ごみ処理については、第四次長期総合計画において、リサイクルを基本とした分別排出・収集、処理施設の整備等、総合的な処理体系を確立することを目標として定めているが、その長期計画をさらに具体化し、計画的・総合的なごみ処理行政を推進していくための施策を検討したもので、平成4年3月に策定され、平成9年3月と平成15年3月に見直しを行った。

ケ 市民一斉清掃

新居浜市環境美化推進協議会(各種市民団体127団体)を中心に道路、公園等公共の場所の清掃や

プランターの設置等の環境美化運動を通して市民の美化意識の向上を図ることを目的に昭和62年から実施している。

コ きれいなまち新居浜をみんなで作る条例

市、市民、事業者及び占有者等が一体となって、ごみ等の散乱及び投棄を防止し、空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講じることにより、地域環境の美化及び資源の有効利用を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的に制定された。(平成14年4月1日施行)

サ 新居浜市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、市民の快適な生活環境の維持を図り、良好な都市環境の形成に資することを目的として制定された。(平成14年4月1日施行)

4 環 境 施 設

(1) リサイクルプラザ

ごみの減量化及び再資源化を進めるため、平成5年度事業として建設、平成6年4月から供用を開始した。また、ペットボトルの資源化を行うため、平成16年度・17年度の2カ年事業で、ペットボトル資源化処理施設を整備し、平成18年4月から供用を開始した。

所在地 観音原町乙138番地の1
☎41-4225

敷地面積 約3,200㎡
構造 前処理破砕施設
鉄骨造平家 190.0㎡
資源ごみ選別・プラスチック減容化施設
鉄骨造一部2階 880.4㎡
(うち1階607.5㎡)
啓発普及施設
鉄骨造地上2階 129.6㎡
(うち1階64.8㎡)
計 1,200㎡

処理能力 前処理破砕機 20t/5h 1基
資源ごみ選別ライン 15t/5h
プラスチック減容機 5t/5h

事業費 6億7,923万2,000円
完成 平成6年3月

運営状況 管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営(リサイクルプラザ管理係)、運転部門は民間会社に委託
平成20年度委託料 8,169万円

ア 運転状況 (平成20年度)

施設名	稼働時間(h)	処理量(t)
1. 資源ごみ選別施設	734.9	1,797.09
2. プラスチック減容化施設	0	0
3. 前処理破砕施設	843.8	1,327.31
4. ペットボトル資源化施設	563.3	242.35

イ 資源化状況

品名	資源化量(t)
スチール缶プレス	228.07
アルミ缶プレス	117.35
白色カレット	240.03
茶色カレット	436.23
その他色カレット	60.47
リターナブルビン(一升瓶)	10.93
リターナブルビン(ビール瓶)	1.04
ペットボトル	221.96

施設面積 約400㎡
構造 ペットボトル資源化処理施設
処理能力 2t/5h
事業費 5,460万円
完成 平成18年3月

(2) 清掃センター

昭和53年4月から供用を開始した清掃センターは、法律等の改正や施設の老朽化により、新たに施設の建設が必要になり、平成12年から3カ年継続事業として建設し、平成15年3月から供用を開始した。

施設概要

所在地 観音原町乙122番地の1
☎41-4225

敷地面積 約28,000㎡
竣工 平成15年3月
総事業費 約124億円
建設工事費 110億400万円
延床面積 ごみ焼却施設…… 12,813㎡
粗大ごみ処理施設… 2,881㎡
管理棟…………… 1,804㎡

ア ごみ焼却施設
 処理能力 201トン/日
 (67トン/日×3炉)
 焼却炉形式 全連続燃焼式焼却炉・ストーカ炉
 余熱利用設備 発電設備
 ・蒸気タービン及び発電機
 (定格出力：1,950kw)
 ・場内冷暖房及び給湯等
 排ガス処理設備 ばいじん……バグフィルタ
 硫酸化合物……消石灰噴霧
 塩化水素……消石灰噴霧
 窒素化合物……脱硝触媒塔
 ダイオキシン類…活性炭噴霧

イ 粗大ごみ処理施設
 処理能力 40トン/日 (5時間)
 破碎型式 前処理破碎……せん断回転式
 粗大ごみ破碎……衝撃回転式
 回収物 鉄、アルミ、銅その他金属、可燃物、
 不燃物
 運営状況 管理部門と運転部門に分け、管理
 部門は直営(清掃センター管理係)、
 運転部門は民間会社に委託
 平成20年度委託料
 2億3,643万9,000円

ウ 不燃物選別施設
 処理能力 4.9トン/日 (5時間)
 事業費 4,851万円
 完成 平成20年3月

(ア) 運転状況

(平成20年度)

区分	1号炉	2号炉	3号炉	計	衝撃破碎機	前処理破碎機	不燃物選別施設
運転時間(h)	3,699	6,706	5,823	16,228	616	645	891
処理量(t)	9,373.77	17,380.55	14,793.84	41,548.16	2,947.98	850.14	935.64

(イ) 資源化状況

品名	資源化量(t)
破碎アルミ	48.91
破碎金属	638.00
破碎銅その他金属	0
新聞紙	55.08
雑誌	104.49
段ボール	98.76

(3) 最終処分場

ア 菊本最終処分場

平成17年度から3カ年の継続事業で菊本町に最終処分場を建設し、平成20年4月から埋立を開始した。

(但し、護岸建設工事は、平成12年度から実施)

所在地 菊本町二丁目817番2地先
 ☎37-5300

事業費 約82億円
 (護岸建設工事等を含む)

完成 平成20年3月

埋立面積 24,000㎡

埋立容量 363,116m³

浸出水処理方法 公共下水道へ放流

埋立方式 水中投棄方式
 運営状況 管理部門と運転部門に分け、
 管理部門は直営(最終処分場
 係) 運転部門は民間会社に委託
 平成20年度委託料
 2,047万5,000円

処理状況

年度	16	17	18	19	20
量(t)	21,198	13,101	6,481	7,788	2,559
処分場	旧 磯 浦				菊本

イ 旧磯浦最終処分場

平成元年度から4カ年継続事業で、磯浦地区に最終処分場を建設し、平成5年4月から埋立を開始し、平成20年3月で埋立を終了した。

所在地	磯浦町18番77号
事業費	30億5,295万1,000円
完成	平成5年3月
埋立面積	29,000㎡
埋立量	303,313㎥
浸出水処理方法	PH調整後公共下水道へ放流
埋立方式	準好気性サンドイッチ工法

(4) 衛生センター

本市し尿処理施設は、昭和37年に稼働を開始して以来、増設や高度処理設備の付加などに努めてきたが、老朽化が著しくなったため、昭和62年度から3カ年継続事業でスクラップ&ビルド工法により施設を全面的に更新した。

所在地	阿島二丁目20番5号 ☎45-3077
敷地面積	9,512㎡
事業費	25億4,761万6,000円
完成	平成2月3月
処理能力	140kl/日
処理方法	二段活性汚泥法(低希釈)+高度処理
建物構造 (面積)	処理棟 鉄筋コンクリート地下 1階・地上2階 3,937.79㎡ 管理棟 鉄筋コンクリート地上 2階 676.60㎡ 倉庫棟 鉄筋コンクリート平家 126.00㎡
受入・貯留設備	破碎機、ドラムスクリーン、スクリュープレス、各貯留槽
1・2次処理設備	低希釈二段活性汚泥処理設備
高度処理設備	凝集沈殿設備、オゾン酸化設備、砂ろ過設備、活性炭吸着設備
汚泥処理設備	汚泥脱水設備(ベルトプレス2台)、汚泥乾燥焼却設備
脱臭設備	薬液洗浄脱臭設備、活性炭吸着脱臭設備、燃焼脱臭設備、生物脱臭設備
運営状況	管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営、運転部門は民間会社に委託 平成20年度委託料 5,355万円

処理状況

(平成20年度)

区分	委託業者	許可業者	計
	し尿		
搬入量 (t)	3,034	20,758	37,448
	13,656		
割合	63.5%	36.5%	100%

5 公共下水道

本市の下水道は、昭和28年に旧下水道法に基づく認可を受け、既成市街地の一部である港町から西原町に至る区域において、主として雨水排水を目的とした合流式による公共下水道を計画し、昭和35年に事業に着手した。

昭和40年代に入り、経済の高度成長による生活様式の変革や産業活動の活性化により、大気、海域の汚れが深刻化し、昭和45年に下水道法が改正され、下水道に公共用水域の水質保全という新たな責務が課せられた。

下水道法の改正を機に、昭和48年に下水道計画の抜本的見直しを行い、可住地4,500ヘクタールを全体計画区域として下水処理場を有する分流式公共下水道の基本計画を策定した。

第1期事業として、計画決定区域を503ヘクタール、認可区域を既成市街地を中心に322ヘクタールと定め事業着手し、昭和55年3月に下水処理場の一部を供用開始した。

第2期事業として昭和57年度、認可区域を497ヘクタールに拡大した。

第3期事業として昭和61年度に計画決定区域を1,269ヘクタールに、認可区域を810ヘクタールに拡大した。

第4期事業として昭和62年度に認可区域を1,030ヘクタールに拡大した。

その後、第5期事業として昭和63年度に計画決定区域及び認可区域をそれぞれ1,865ヘクタールに拡大し、上部、川東地区の整備を進めてきた。

面整備の進捗に伴い、平成15年度に下水道全体計画の見直しを行い、可住地4,453ヘクタールを全体計画区域として基本計画を策定し直し、第6期事業として平成17年度に計画決定区域及び認可区域をそれぞれ2,127ヘクタールに拡大し、安全で快適な生活環境の確保のため、また総合的な雨水対策を実施すべく積極的な事業展開を図っている。

(1) 全体計画と現況 (平成20年度末)

区 分	全体計画	認可計画	現 況	
面 積 (ha)	4,453	2,127	1,595	
処 理 人 口 (人)	129,100	85,120	67,441	
管渠延長(汚水) (m)	816,700	475,470	375,192	
ポンプ場	汚水中継ポンプ場	1	1	0
	雨水ポンプ場	13	10	8
終末処理場	1	1	1	
日平均汚水量 (m ³ /日)	73,570	43,550	34,600	
日最大汚水量 (m ³ /日)	86,460	51,310	40,700	
時間最大汚水量 (m ³ /日)	128,950	75,480	59,900	
総事業費 (百万円)	244,650	104,281	98,248	
内 訳	管渠・ポンプ場費 (百万円)	213,031	84,004	79,506
	処理場費 (百万円)	31,619	20,277	18,742

(2) 公共下水道普及状況 (21.4.1 現在)

認可区域面積 (ha)	現在処理面積 (ha)	整備率 (%)
2,127	1,595	75.0

住民基本台帳人口 (人)	処理区域内人口 (人)	普及率 (%)
125,689	67,441	53.7

(3) 平成20年度公共下水道事業の財源内訳

(単位：千円)

事業費額	国庫補助金	起債	受益者負担金等	一般会計繰入金
2,098,000	628,900	1,362,500	57,848	48,752

(4) 受益者負担制度

本制度は、都市計画事業として執行する公共下水道の建設に伴い、その事業の一部に充てるため、受益の範囲内において、都市計画法の規定に基づき負担金を徴収する制度である。

・受益者負担金を納める者 (受益者)

公共下水道が整備される区域内にある土地の所有者。ただし、その土地に権利者 (地上権者、質権者、賃借人又は使用借主) がいる場合にはその権利者。

・受益者負担金の額

賦課対象区域公告日現在において受益者が所有し、又は地上権等を有する土地の面積に対して、下記の表の左欄に掲げる区域に対し、同表右欄に定める額を乗じて得た額とする。

(18.4.1 改定)

排水区域	1平方メートル当りの額 (円)
第1次排水区	152
第2次排水区	210
第3次排水区	210
第4次排水区	252
第5次排水区	269

・負担金の徴収

負担金を5年に分割し、これをさらに年3回 (7月、10月、翌年1月) に分け、計15回の分納とする。

・一括納付制度

納期前に納付した額の100分の0.25に、納期前の月数を乗じて得た額を納期前納付報奨金として交付する。

・負担金の減免

公用又は公共の用に供し、又は供することが予定されている場合並びに公的扶助を受けている者等については、負担金の全額又は一部を減額する。

・徴収猶予

震災、風水害、火災、長期療養等で支払いに困る者については、事情により徴収を猶予する。

(5) 水洗便所改造資金融資あっせん制度

本制度は、既設便所を水洗便所に改造し、公共下水道に接続する者のうち、改造工事費を一時に負担することが困難な者に対し、改造資金の融資あっせんを行うことにより、経済的負担を軽減させるとともに、下水道事業に対する理解と関心を深めてもらい、水洗化の向上を図るものである。

・融資あっせん内容

ア 改造工事1件につき50万円以下

イ 無利子

ウ 償還は、融資を受けた日の属する月の翌月から

エ 償還額は、改造工事1件につき毎月10,000円

・融資あっせんの対象

ア 処理区域内、処理区域外又は利用可能区域内の建築物の所有者又は改造工事について、所有者の同意を得た使用者であること。

イ 市内在住で同一生計者を除く連帯保証人1人を有する者であること。

ウ 市税、下水道事業受益者負担金及び下水道
使用料を完納している者であること。

- ・利用状況（20年度） 件数 67件
金額 3,094万円
- ・取扱金融機関 市長の指定した金融機関において、融資業務を行う。

(6) 水洗便所普及状況 (21.4.1 現在)

処理区域内		水洗化状況		水洗化率 (%)
世帯数	人口(人)	世帯数	人口(人)	
30,294	68,013	28,017	62,475	91.9

注1：処理区域内人口には外国人を含む。
注2：処理区域外を含む水洗化状況は、29,251世帯、65,226人である。

(7) 下水道使用料

次表により算定した額に100分の105を乗じて得た額を徴収する。ただし、その額に円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
(18.4.1 改定)

区分	使用料 (1月につき)			
	基本水量	基本料金 (円)	超過料金 (円) (排除汚水量1m ³ につき)	
一般汚水	10m ³ まで	900	10m ³ を超え 20m ³ まで	115
			20m ³ を超え 50m ³ まで	145
			50m ³ を超え 100m ³ まで	170
			100m ³ を超えるもの	190
湯屋汚水	排除汚水量 1 m ³ につき		25	

地下水使用の場合
家族数1人につき使用水量を8m³と認定し、上記の料金表で算定した額
上水道・地下水併用の場合
上水道の使用水量に地下水の使用水量の2分の1を加算し、上記の料金表で算定した額

(8) 排水設備指定工事店制度

排水設備から排除される下水が、公共下水道施設を使用するということから、その適正な施工を確保するために、排水設備工事に関する技能を有する業者を指定した排水設備指定工事店制度を設け、必要な規制を行っている。

6 下水処理場

所在地 菊本町二丁目15番1号
☎34-3410
敷地面積 14万9,766.99m²
その他水源池用地 82.23m²
構造及び建物面積
ポンプ棟
鉄筋コンクリート地下3階
地上1階 3,966.81m²
管理棟
鉄筋コンクリート地下1階
地上2階 4,617.43m²
機械棟
鉄筋コンクリート地下1階
地上3階 4,814.40m²
汚泥濃縮棟
鉄筋コンクリート地下1階
地上2階 1,307.36m²
その他7室
鉄筋コンクリート平家（水源池ポンプ室を含む）638.54m²
計 1万5,344.54m²

事業費 187億5千万円
供用開始 昭和55年3月
運営状況 当処理場は、管理部門と運転部門に分かれ、運転部門は民間会社に委託している。

施設の概要

施設の名称		計画数量	
		全体	認可
電気施設	受電電力	受電電圧 契約電力	6,600 V 870kw
	自家発電設備	発電電圧 発電電力	6,600 V 2,000kVA
水処理施設	汚水沈砂池	3池	2池
	汚水ポンプ	6台	5台
	着水井	1池	1池
	最初沈澱池	6池	3池
	反応タンク	9池	6池
	最終沈澱池	9池	6池
	塩素混和池	2池	1池
施雨設水	送風機	9台	6台
	雨水沈砂池	4池	4池
	雨水ポンプ	5台	5台

施設の名称		計画数量	
		全体	認可
汚泥処理施設	汚泥重力濃縮槽	2槽	2槽
	汚泥機械濃縮	2基	2基
	汚泥消化槽	4槽	3槽
	汚泥洗浄槽	2槽	2槽
	ガスタンク	2基	1基
	ボイラー	3台	2台
	脱硫塔	2基	1基
	脱水機	4台	3台
その他	余剰ガス燃焼装置	1基	1基
	連絡管廊	1式	1式
	放流渠	2カ所	2カ所

φ80mm×0.45m³/min 1台

水源池施設	契約電力 220V 14KW
	自家発電設備 24KVA

7 一般下水路

排水路、下水路及び小規模下水管の整備を行い、住民の生活環境改善を図るため鋭意実施中である。

平成20年度実績（繰越含まず）

整備事業費	100,641千円
延長	677.7m
	ポンプ1基

8 河川

河川の適正な管理を行い、住民の生活環境改善を図るため鋭意実施中である。

平成20年度実績

整備事業費	29,648千円
整備箇所	小屋谷川外4河川を改良

9 排水ポンプ場

(21.4.1現在)

ポンプ場名	設置場所	計画排水面積(ha)	ポンプ口径(mm)	台数(台)	原動機の種類	排水能力(m ³ /h)
惣開	惣開町4番25号	40.0	350	1	水中モーター エンジン	8,418
			700	2		
土場	新田町一丁目4番31号	114.1	800	1	モーター エンジン	29,400
			1,200	2		
王子 (県施設)	新田町一丁目4番28号		1,200	2	エンジン 水中モーター	24,000
			500	1		
西原	西原町三丁目1番1号	13.6	1,000	2	エンジン 水中モーター	16,800
			500	1		
港町	港町16番26号	11.3	500	1	水中モーター エンジン エンジン	8,400
			500	2		
			700	1		
沢津	清水町12番13号	84.4	800	1	モーター エンジン	31,800
			1,000	3		
垣生北	垣生六丁目6番31号	54.2	500	1	水中モーター	2,400
多喜浜	多喜浜二丁目16番7号	104.0	700	1	モーター エンジン	9,480
			900	1		
白浜	多喜浜四丁目4番52号	29.0	250	1	モーター 水中モーター エンジン	5,808
			500	1		
			600	1		

ポンプ場名	設置場所	計画排水面積 (ha)	ポンプ口径 (mm)	台数 (台)	原動機の種類	排水能力 (m ³ /h)
菊 本	菊本町二丁目15番1号	40.1	600 1,000	1 3	モーター エンジン	28,740
垣 生	垣生三丁目5番6号	55.2	700 1,200	1 1	エンジン エンジン	15,996
多喜浜 新 田	多喜浜三丁目4番67号	10.0	500 800	1 1	エンジン 水中モーター	7,200
江 の 口	垣生三丁目2番7号	192.0	800 1,200	1 5	モーター エンジン	64,800
宇 高	宇高町四丁目13番22号	140.0	1,000	2	エンジン	15,900
東 浜	阿島一丁目12番23号	62.8	800	2	水中モーター	10,800
黒 島	黒島二丁目1番29号	14.0	500	2	水中モーター	4,800
松 神 子	長岩町4番27号	73.5	800 1,000	1 2	エンジン・モーター エンジン	23,400
新 須 賀	新須賀町四丁目14番34号	0.7	300	1	水中モーター	828
磯 浦	磯浦町乙232番地の4地先	9.0	150 500	1 1	水中モーター 水中モーター	2,730
中 須 賀	中須賀町一丁目 1185番地の18地先	1.0	200 250	1 1	水中モーター 水中モーター	1,020
旧 江 の 口	松神子1040番地の2地先	5.0	500	1	水中モーター	2,400
南 白 浜	多喜浜四丁目6番15号地先	5.2	500	1	水中モーター	1,860
新 白 浜	多喜浜五丁目1番90号地先	40.0	500	1	水中モーター	2,400
切 抜	阿島二丁目17番3号地先	6.0	500	1	水中モーター	2,400
新 磯 浦	磯浦町11番地先	0.5	200	1	水中モーター	348
宮 西	宮西町5番地先	12.5	500 200	1 1	水中モーター 水中モーター	2,712
大 島	大島131番地先	4.9	300	1	水中モーター	780
久 保 田	一宮町二丁目5番20号地先	40.8	500	1	水中モーター	1,800
中 央	西原町二丁目7番66号	73.6	800 1,200	1 3	モーター エンジン	35,100
落 神	落神町1地先	44.2	250	3	水中モーター	1,260

新居浜市公共下水道事業計画平面図(汚水)

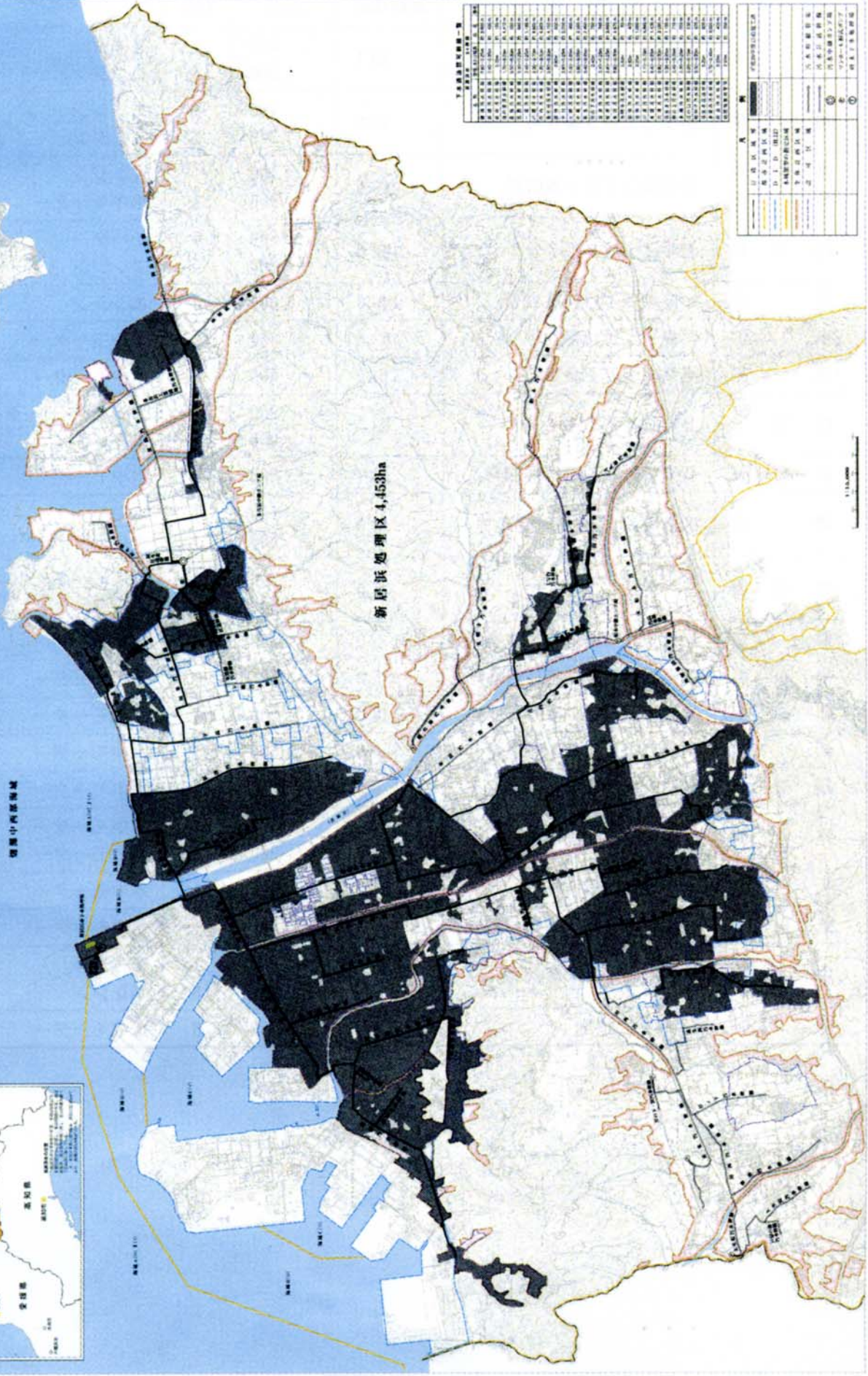


表1 汚水処理区別処理能力

処理区	処理能力 (t/d)	処理施設
第一区	1,000	第一区処理場
第二区	1,000	第二区処理場
第三区	1,000	第三区処理場
第四区	1,000	第四区処理場
第五区	1,000	第五区処理場
第六区	1,000	第六区処理場
第七区	1,000	第七区処理場
第八区	1,000	第八区処理場
第九区	1,000	第九区処理場
第十区	1,000	第十区処理場
第十一区	1,000	第十一区処理場
第十二区	1,000	第十二区処理場
第十三区	1,000	第十三区処理場
第十四区	1,000	第十四区処理場
第十五区	1,000	第十五区処理場
第十六区	1,000	第十六区処理場
第十七区	1,000	第十七区処理場
第十八区	1,000	第十八区処理場
第十九区	1,000	第十九区処理場
第二十区	1,000	第二十区処理場

表2 汚水処理区別処理施設

処理区	処理施設	処理能力 (t/d)
第一区	第一区処理場	1,000
第二区	第二区処理場	1,000
第三区	第三区処理場	1,000
第四区	第四区処理場	1,000
第五区	第五区処理場	1,000
第六区	第六区処理場	1,000
第七区	第七区処理場	1,000
第八区	第八区処理場	1,000
第九区	第九区処理場	1,000
第十区	第十区処理場	1,000
第十一区	第十一区処理場	1,000
第十二区	第十二区処理場	1,000
第十三区	第十三区処理場	1,000
第十四区	第十四区処理場	1,000
第十五区	第十五区処理場	1,000
第十六区	第十六区処理場	1,000
第十七区	第十七区処理場	1,000
第十八区	第十八区処理場	1,000
第十九区	第十九区処理場	1,000
第二十区	第二十区処理場	1,000